

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可番号第 02350002252 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県京都郡苅田町大字与原2210番地の2

氏 名 株式会社 みやこ産業
代表取締役 金谷 相勲 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 4月26日

許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 3月30日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害ダスト類（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレンを含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレンを含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレンを含むもの）

以上 88 品目

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

- 3 許可の条件

なし

- 4 許可の更新又は変更の状況

平成11年 3月10日 新規許可

平成16年 3月19日 更新許可

平成21年 4月13日 更新許可

平成26年 4月 7日 更新許可

平成28年 3月31日 更新許可

令和 3年 4月26日 更新許可

令和 5年10月25日 書換

- 5 積替え許可の有無

有 ・ ☒ 無

- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ☒ 無